

権利救済等に関する制度のあらましについて

市政基本条例第 30 条では、権利救済制度を設けることとしており、現在、市行政で検討を進めているところです

幅広く市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めていくため、あらましの段階でパブリック・コメント手続を実施するものです

1. 概要

権利救済制度については、第 169 回国会に提案された行政不服審査法の全部改正及び行政手続法の一部改正への対応も見据えて検討を進めています

2. あらましの案

(1) 次の事項を取り扱います

ア 行政処分に関する不服申立〔行政不服審査法〕

例：（市民の方からみて）施設の使用の申込みを断られたが納得がいかない、又は、返事がないので返事をして欲しい

イ 行政指導の中止等の求め、行政処分又は行政指導の求め〔（改正）行政手続法〕

例：（市民の方からみて）車庫が条例に違反しているため直してくださいと言われたが、違反していないと考えているため、指示しないで欲しい

例：（市民の方からみて）施設の使用条件を守らずに使用している人がいるため、指導して欲しい、又は、使用許可を取り消して欲しい

ウ 行政処分以外の行為又は不作為に対する不服

例：（市民の方からみて）奨学金の貸付の申込みを断られたが納得がいかない、又は、返事がないので返事をして欲しい

(2) 仕組み

（新）行政不服審査法における第三者機関（条例設置）及び審理員（職員）による審理手続に準じます

具体的には、

ア 不服等がある市民の方が申立を行います

イ 申立を受けた市長等は、調査にあたる職員（審理員）を指名します

ウ 審理員は、申立人と行政の双方から意見を聴くなど、調査を行います

エ 審理員は、調査結果に基づいて市長等に意見書（申立人の意見が正しい、又は、行政の意見が正しい、など）を提出します

オ 意見書の提出を受け、市長等は、有識者などで構成された第三者機関に諮問します

カ 第三者機関は、調査、審議のうえ、市長等に答申をします

キ 市長は、答申に基づいて決定をします

(3) ねらい

ア 類似した役割を一つのパッケージとして提供します

※①根拠法の違い〔行政手続法、(新) 行政不服審査法、経過措置で適用される(旧) 行政不服審査法〕、②行政処分と行政処分以外の決定との違いを吸収して分かりやすくします

イ 類似した役割で同じレベルの公正性を担保します

※(新) 行政不服審査法の仕組みを他の領域に延長します

ウ 一つの仕組みで実現することで、簡素化を図ります

3. 市政基本条例の一部改正について

次の観点から、市政基本条例の一部改正も検討していきます

(1) 行政手続法の一部改正に基づく行政処分の求め等(何人でも可)は、「権利救済」の範囲を超えているため、さらに幅広いものとなります

(2) 市政基本条例第 21 条(制度の活用と改善) 第 1 項の趣旨の実現

※「市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません」と規定されており、既に定められていることだけでなく、さらに改善に取り組む必要があります。

4. スケジュールについて

平成 21 年 12 月多治見市議会定例会への提案を目途に検討を進めていきます

5. 御意見の募集について

お寄せいただいた御意見は、整理したうえで公表いたします(お名前、御住所については、公表いたしません)

ただし、個々の御意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください

○募集期間.. 平成 21 年 7 月 8 日(水) から平成 21 年 8 月 7 日(金) まで

○提出方法.. 市役所政策開発室あて、書面、郵便、FAX、又は電子メールでお願いします

○送付先..... 多治見市役所 企画部政策開発室 担当 福田

住所 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目 15 番地

FAX (0572) 25-7233

E-MAIL seisaku@city.tajimi.gifu.jp

参考

【市政基本条例】

(権利救済制度)

第 30 条 市は、市民からの市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るため、権利救済制度を設けなければなりません。

2 市は、次の職務を行う権利救済機関を設置しなければなりません。

(1) 市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して勧告を行うこと。

(2) 市による権利侵害の申立ての発生の原因となった制度の改善について、必要に応じ、意見を表明すること。

3 権利救済機関は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。

4 権利救済制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。